令和 4 年 8 月 29 日 地域生活部市民課 電話: 0547-36-7194

島田市自治体マイナポイント事業の実施について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、「島田市自治体マイナポイント事業」を実施します。

1 目的

物価高騰等の影響に直面する市民に向け、国の「自治体マイナポイント事業」を活用し、島田市独自のマイナポイントを、現在国が実施するマイナポイントに上乗せで付与することで、市民の生活支援・負担軽減を図る。

また、国が実施している第2弾のマイナポイント事業(令和4年6月30日から令和5年2月末日まで)とリンクさせることで、マイナンバーカードの取得促進、交付率アップにつなげていく。

2 事業対象

島田市民で

- (1)既にマイナンバーカードを取得している者
- (2)マイナンバーカードの新規取得者

3 付与ポイント

一人あたり 10,000 円分のポイント

国のマイナポイントのシステムを使用して申請を行うが、申請方法など詳細は今 後決定する。

4 実施期間

令和4年11月から令和5年1月末までを予定

5 予算額

309,500 千円 (内 249,822 千円 コロナ臨時交付金で充当)

6 その他

決裁業者、申請方法、申請期間など自治体マイナポイントの詳細は今後決定し、 10月頃市民にお知らせする。

国のマイナポイント対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末となっているため、国と市併せて最大分のポイントを受け取れるよう、まずは、9月中のマイナンバーカードの申請を重点的に市民にお知らせしていく。